

## 熊本県国民健康保険未就学児均等割保険料負担金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3の2第1項に基づく県負担金については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(負担金の交付申請書)

第2条 要項第3条第1項の申請書は、知事が別に定める日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

2 要項第3条第2項第1号及び第2号に定める事業計画書及び収支予算書は、提出することを要しないものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、別記様式第1号による熊本県国民健康保険未就学児均等割保険料負担金繰入金額算出基礎表とする。

(交付の条件)

第3条 この負担金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第2号による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助事業等の内容等の変更)

第4条 要項第5条第2項の変更申請書は、知事が別に定める日までに提出するものとし、その提出部数は1部とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書は、提出することを要しないものとする。

3 要項第5条第2項の変更申請書には、別記様式第1号による熊本県国民健康保険未就学児均等割保険料負担金繰入金額算出基礎表を添付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記様式第3号によるものとする。

2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金に関する一般会計からの繰り出しに係る書類及び国民健康保険特別会計の繰り入れに係る書類の写しとする。

3 要項第9条第2項第2号に定める収支精算書は、提出することを要しないものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）2月3日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。